

芦屋市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和2年8月7日付け懲戒処分に係るハラスメント事案（以下「本件事案」という。）について、公平かつ中立な観点から専門的な知見を持つ第三者による客観的な調査等を行うため、芦屋市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、本件事案に係る事実関係の解明に関することについて、調査、検証、評価及び提言（以下「調査等」という。）を行う。

(組織)

第3条 調査委員会は、原則として3人の委員で組織する。

- 2 委員は、法律、労働行政等に識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員の互選により選任する。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、調査委員会を統轄し、会務を処理する。

- 2 委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、本件事案に係る第8条の報告が完了するまでとする。

- 2 委員が欠員となったときは、補欠委員を任命し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 調査委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 調査委員会の会議は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 調査委員会は、本件事案の審議のため必要があると認めるときは、本人及び関係者に対して調査委員会への出席、意見の聴取及び必要な資料等の提出について協力を求めることができる。

(調査等の結果の報告)

第8条 委員長は、第2条に係る調査等を終えたときには、その結果を文書により、速やかに市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、人事を担当する課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第8条による報告を完了した日限り、その効力を失う。